



【助成の対象とならない費用】

「当県の他の助成制度等で助成されていた期間に係る治療(検査)費用」について

- ・本事業の治療期間と同じ期間に行われた治療がある場合、助成が受けられるのは、いずれか一方となりますので、ご注意ください。

(例) 不妊治療期間中に不育症治療を行ったとして、不妊治療(先進医療)費用助成事業と不育症治療支援事業の両方の助成を受けることはできません。

不妊治療終了後、不育症治療を行った場合は、不妊治療(先進医療)費用助成事業と不育症治療支援事業の両方の助成を受けることができます。